

## グループホームおもやい

### 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

#### (運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人せいわ会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (事業の目的)

第2条 本事業は、認知症の状態にある要介護者を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第3条 利用者の認知症の進行を緩和し、利用者の心身の状況を踏まえ、趣味または嗜好に応じた活動を支援し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、安心して日常生活が送れるよう援助を行う。
- 2 事業の実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
  - 3 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 5 入居者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者またはその代理人の了解を得ることとする。

#### (事業所の名称及び所在地等)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 グループホームおもやい

- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字西小田 991 番地の 1
- (3) 電話番号 092-919-7371 FAX 番号 092-919-7372
- (4) 介護保険指定番号 認知症対応型共同生活介護事業所(4093000042 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| (1) 管理者     | 1 人                |
| (2) 計画作成担当者 | 2 人(うち、1 名介護支援専門員) |
| (3) 介護職員    | 15 人以上             |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。また、支障のない限り他の業務との兼務ができるものとする。
- (2) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、利用者、利用者の家族等及び、従業者、その他の職種と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成する。また、支障のない限り他の業務との兼務ができるものとする。
- (3) 介護職員は、事業所の入所者の利用者の心身の状況を把握し、必要な日常生活上の援助等のサービスの提供にあたる。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18 名とする。(1 ユニット 9 人の 2 ユニットとする。)

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 健康状態の確認
- 5 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 介護保険対象外サービスの1ヶ月の利用料(全額自己負担)

種 類	利用者負担金	利用者負担金 (生活保護受給者)
家 賃	55,000 円	32,000 円
食材費	46,500 円	35,000 円
水道・光熱費	13,000 円	13,000 円
洗濯代	5,000 円	5,000 円
日用品代	5,000 円	5,000 円
合 計	124,500 円	90,000 円

(2) その他、個人で使用した費用については、別途明細をつけ請求するものとする。個人で使用した費用とは、美・理容料、紙おむつ、病院の治療費、外食、個人的買い物、及び交通費等を言う。

(3) 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

(4) 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金によって指定期日までに受けるものとする。

(5) 保険証等(介護保険証等、限度額適用認定証、後期高齢者医療、その他医療、証明書等)は利用開始時、取得、変更及び切り替え時に提示を受けることとする。提示がない場合は保険取扱い出来ない場合があることを事前に説明する。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を

満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらいがある場合がある。退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

3 面会は、入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申し出、指定した場所で面会していただくこととする。尚、面会時間は午前8時より午後7時までとする。

4 外出・外泊は、入所者が外出または外泊を希望するときは、事前に定められた届出書により管理者に申し出、許可を得ていただくこととする。

5 飲酒は原則として認めないこととする。

6 「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、駐車場を含む施設敷地内は禁煙とする。さらに、発火の恐れのある物品は、施設敷地内への持ち込みを禁止する。また、火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

7 設備・備品の利用は、大切に扱うよう努めていただくこととする。

8 所持品・備品等の持ち込み及び金銭・貴重品の管理は、原則として利用者及び家族の管理としていただく。尚、衣類、物品等には必ず名前を記入していただくこととする。

9 外泊時等の施設外での受診は、入所中と同様、必ず施設にご連絡いただくこととする。

10 ペットの持ち込み及び飼育は禁止する。

11 利用者の「営利行為、宗教の勧誘及び活動、特定の政治活動」は、禁止する。

12 他利用者への迷惑行為は禁止するとともに、相互の融和を図るよう努めることとする。

(非常災害対策)

第 11 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 防火管理者には、医療法人せいわ会防火管理者を充てる。

3 火元責任者には、事業所職員を充てる。

4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- 5 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 7 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - (1) 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練及び利用者を含めた総合避難訓練を行う。)
  - (2) 非常災害用設備の使用法の徹底………随時 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 8 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時における対応)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 2 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 3 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の健康管理)

第15条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 16 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 17 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うものとする。

(苦情処理)

第 18 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、重傷者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙(利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要)による。

(身体的拘束等)

第 19 条 施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

3 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備

4 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

5 その他虐待防止のために必要な措置

6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年 2 回)に行う物とする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う物とする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年 2 回)に行う物とする。

(職場におけるハラスメントの防止に関する事項)

第 23 条 事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景としたものにより従業者の就業環境が害されることを防止、顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことや被害を防止するための取組を行うことの明確化した必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 事業所は、認知症対応型共同生活介護事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

- 3 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。備え付けの書面及びホームページへ掲載する。
- 4 認知症対応型共同生活介護サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人せいわ会理事会において定めるものとする。

付 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。



**「グループホームおもやい」重要事項説明書**  
**(指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)**

＜令和6年6月1日現在＞

当事業所はご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

**1. 事業者**

- (1) 法人名 : 医療法人せいわ会
- (2) 法人所在地 : 福岡県小郡市津古字半女寺1470番地の1
- (3) 電話番号 : 0942-75-1230
- (4) 代表者氏名 : 大橋 晋弘
- (5) 設立年月日 : 昭和62年5月

**2. 事業所の概要**

- (1) 事業の種類 : 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所  
介護保険事業者番号 : 4093000042
- (2) 事業の目的 : 認知症の状態にある要介護者を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 : グループホームおもやい
- (4) 事業所の所在地 : 福岡県筑紫野市大字西小田991番地の1
- (5) 電話番号 : 092-919-7371
- (6) FAX番号 : 092-927-7372
- (7) 管理者 : 松本琢己
- (8) 運営方針 : ①利用者の認知症の進行を緩和し、利用者の心身の状況を踏まえ、趣味または嗜好に応じた活動を支援し、利用者がそれぞれの役割りを持って家庭的な環境の下で、安心して日常生活が送れるよう援助を行う。  
②事業の実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- (9) 開設年月日 : 平成19年12月1日
- (10) 利用定員 : 18人

**3. 居室の概要**

- 居室数 : 18室
- 共用設備 : 居間・食堂・台所・浴室・トイレ・洗面所

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算
1. 管 理 者	1 名
2. 計画作成担当者（介護支援専門員）	2 名
3. 業務責任者	1 名
4. 介 護 職 員（兼務者を含む）	15 名以上

#### 5. 利用料

（1）認知症対応型共同生活介護費（介護保険適用サービス）、各種加算

※別表「料金表」参照

※基本料金、各種加算の合計単位数に 18.6%相当の介護職員等処遇改善加算Ⅰが加わります。

（2）その他の費用（介護保険以外の全額自費分）

※経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、事前に書面による通知後に改訂する場合があります。

種 類	利用者負担金	利用者負担金(生活保護受給者)
家 賃	55,000円	32,000円
食材費（3食30日）	46,500円	35,000円
水道・光熱費	13,000円	13,000円
洗濯代	5,000円	5,000円
日用品代	5,000円	5,000円
合 計	124,500円	90,000円

※個人で使用した分については、別途明細をつけ請求するものとする。個人で使用した費用とは、美容・理容料、紙おむつ、病院の治療費、訪問歯科による口腔ケア、外食、個人的買い物、及び交通費等をいう。

#### 6. 利用金の支払期限と支払方法

前月分の請求書及び明細書を毎月 10 日に発行し、指定する送付先に郵送します。

月末（引き落とし日が休日の場合は翌営業日）に口座振替により支払うものとします。

ただし、口座振替の手続き完了までは施設窓口での現金払いとなります。

#### 7. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関・協力歯科医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

名 称 ： 聖和記念病院

住 所 : 小郡市津古字半女寺1470番地の1  
<協力歯科医療機関>  
名 称 : りんご歯科  
住 所 : 小郡市三沢4795-9

## 8. ご利用にあたっての留意事項

- ※ ご入居の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ※ 当事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合は、弁償していただく場合があります。

### ※【入所にあたって】

- ① 居室は6.5畳の個室、押入れ及び冷暖房完備。共同設備として各ユニット毎にキッチン・ダイニング・リビング・浴室、トイレは3ヶ所、洗面台が4台あります。
- ② 事業所への入所は、要介護者で認知症の状態であるものに限る。また少人数による生活に支障のない者とする。
- ③ 事業所は、入居者の入所に際し、その方の心身の状況、生活歴、病歴等を正確に問診等で把握する。
- ④ 要介護認定及び更新の行政機関に対する手続き等については、意向を踏まえ速やかに申請が行われるように援助するまたは代行する。

### ※【退所にあたって】

- ① 事業所は、入居者の退所の際には、入居者及び身元保証人の希望を踏まえた上で、退所後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行う。
- ② 事業所は、入居者の退所の際には、入居者及び身元保証人に対し、適切な指導を行うとともに、居宅支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

## 9. 緊急時の対応方法

認知症対応型共同生活介護の提供中にご利用者の症状に急変が生じた場合には、速やかに支援医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。管理者は、身元保証人等に経過を報告し、記録を保存する。

## 10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に基づいて対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

<消防用設備> ・自動火災報知器 ・非常通報装置 ・誘導灯 ・消火器

## 11. 苦情及び相談・援助について

当事業所は、入居者およびその家族からのいかなる相談についても、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

苦 情 相 談 機 関	◎事業所苦情窓口（グループホームおもやい内） 担当者氏名：松本琢己、井上奈緒子	Tel 092-919-7371
	◎筑紫野市役所高齢者支援課 ＜所在地＞筑紫野市石崎1丁目1番1号	Tel 092-923-1111
	◎筑紫野市社会福祉協議会 ＜所在地＞筑紫野市岡田3丁目11番1号	Tel 092-920-8008
	◎福岡県国民健康保険団体連合会(介護保険課) ＜所在地＞福岡市博多区吉塚本町13番47号	Tel 092-642-7859

## 12. 第三者評価等の実施状況

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ① 第三者評価事業の実施    | 無 |
| ② 介護サービス情報公表の実施 | 有 |

## 13. その他の留意事項

- ① 共同生活を営む上で事業所の入居者は、他の入居者の生活や事業所の円滑な運営に支障をきたす言動をしない。
- ② 介護職員等は、業務に最善を尽くし、事業所の入居者の介護を行う。しかし再三の静止、十分な介護でも防止できない事項、禁止事項等で事故が生じた場合は、その責は入居者に帰するものとする。
- ③ 事業所は、一切の金品のやり取り、賃借を認めない。
- ④ 禁止事項を再三の申し入れにもかかわらず改善が認められない場合、また介護度の変更で入所が困難になった場合は、直ちに契約を解約することが出来る。
- ⑤ 防災上、危険な物、他の入居者への著しい迷惑と思われる物の持込を禁ずる。

## 14. 個人情報の使用

グループホームおもやいでのサービス提供にあたり介護計画を作成しますが、その際、利用者の個人情報を使用することがあります。個人情報の使用にあたって、関係する職員は全て守秘義務があり、個人情報が漏洩することはありません。

別表「料金表」

令和6年6月1日 改定

■認知症対応型共同生活介護費

地域区分	7級地	10.14
------	-----	-------

※下記の料金は地域区分を乗じたものになります。

※負担割合は、お手持ちの「負担割合証」にてご確認ください。

介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	749 単位	759 円	1,519 円	2,278 円
要介護1	753 単位	764 円	1,527 円	2,291 円
要介護2	788 単位	799 円	1,598 円	2,397 円
要介護3	812 単位	823 円	1,647 円	2,470 円
要介護4	828 単位	839 円	1,679 円	2,518 円
要介護5	845 単位	857 円	1,714 円	2,571 円

■各種加算

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
夜間支援体制加算（Ⅱ）	25 単位	25 円	51 円	76 円	
若年性認知症受入加算	120 単位	121 円	243 円	365 円	
入院時費用（早期退院や退院後の安定した取り組み評価）	246 単位	250 円	499 円	748 円	
初期加算（入居から30日間）	30 単位	31 円	61 円	92 円	
医療連携体制加算Ⅰイ	57 単位	57 円	115 円	173 円	
医療連携体制加算Ⅰロ	47 単位	48 円	95 円	143 円	
医療連携体制加算Ⅰハ	37 単位	38 円	75 円	113 円	
医療連携体制加算Ⅱ	5 単位	5 円	10 円	15 円	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位	3 円	6 円	9 円	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位	4 円	8 円	12 円	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	102 円	203 円	305 円	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	203 円	406 円	609 円	
栄養管理体制加算	30 単位	31 円	61 円	92 円	
口腔衛生管理体制加算	30 単位	31 円	61 円	92 円	
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位	20 円	40 円	61 円	
協力医療機関連携加算	100 単位	102 円	203 円	305 円	
退居時情報提供加算	250 単位	254 円	507 円	761 円	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 単位	153 円	305 円	457 円	
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 単位	121 円	243 円	365 円	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位	10 円	20 円	31 円	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位	5 円	10 円	15 円	
新興感染症等施設療養費	240 単位	243 円	487 円	730 円	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位	102 円	203 円	305 円	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位	10 円	20 円	31 円	
科学的介護推進体制加算	40 単位	40 円	81 円	122 円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	23 円	45 円	67 円	
看取り介護加算	* 死亡日	1,280 単位	1,298 円	2,596 円	3,894 円
	* 死亡日以前2～3日	680 単位	690 円	1,379 円	2,069 円
	* 死亡日以前4～30日以下	144 単位	146 円	292 円	438 円
	* 死亡日以前31～45日以下	72 単位	73 円	146 円	219 円

※1月に6日を限度

※月額

※月額

※月額

※月額

※5日を限度

※月額

※基本料金、各種加算の合計単位数に18.6%相当の介護職員等処遇改善加算Ⅰが加わります。

	利用者負担金	利用者負担金 (生活保護受給者)
家賃	55,000 円	32,000 円
水道・光熱費	13,000 円	13,000 円
洗濯代	5,000 円	5,000 円
日用品代	5,000 円	5,000 円
朝食	400 円	400 円
昼食	570 円	570 円
夕食	580 円	580 円

※個人で使用了分については、別途明細をつけ請求するものとする。

個人で使用了費用とは、美容・理容料、紙おむつ、病院の治療費、訪問歯科による口腔ケア、外食、個人的買い物、及び交通費等をいう。

※経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、事前に書面による通知後に改訂する場合があります。